保育施設自己評価表

(実施年度:2023年度)

評価者 布施僚太

評価日 2024/1/5

第1 保育所の運営管理

評 価 項 目	評価
社員の職務(役割や責任の範囲など)を明確にしているか。	
A) 社員の職務(役割や責任の範囲など) を明確にしており、社員の共通理解も十分も図られている。	В
B) 社員の職務(役割や責任の範囲など) を明確にしているが、社員の共通理解が十分ではない。	Ь
C) 社員の職務(役割や責任の範囲など) を明確にしていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
社員の労働環境や意向を把握し、必要に応じて改善する仕組みが構築されているか。	
A) 社員の労働環境や意向を定期的に把握し、改善する仕組みが十分構築されている。	В
B) 社員の労働環境や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みが十分ではない。	B
C) 社員の労働環境や意向を把握していない、又は改善する仕組みがない。	
社員の福利厚生や健康維持のための取組を行っているか。	
A) 社員の福利厚生や健康維持のための取組を十分行っている。	A
B) 社員の福利厚生や健康維持のための取組を行っているが、十分ではない。	A
C) 社員の福利厚生や健康維持のための取組を行っていない。	
個人情報の保護に配慮した保育所の運営を行っているか。	
A) 個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備しており、社員の共通理解も図られている。	В
B) 個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備しているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
保育の提供に関する記録を整備しているか。	
A)保育の提供に関する記録を行う書類を整備しており、その種類や内容も十分である。	В
B) 保育の提供に関する記録を行う書類を整備しているが、その種類や内容が十分ではない。	
C) 保育の提供に関する記録を行う書類を整備していない。	
保育の提供等に関する話し合いの場を設けているか。	
A) 保育の提供等に関する話し合いの場を設けており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 保育の提供等に関する話し合いの場を設けているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 保育の提供等に関する話し合いの場を設けていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
保育所にある各種マニュアルについて、検証・見直しを行っているか。	
A) 各種マニュアルの検証・見直しを行っており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 各種マニュアルの検証・見直しを行っているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 各種マニュアルの検証・見直しを行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
保育所の利用開始(保育の提供)に際し、保護者に重要事項説明書の交付及び説明を行っているか。	
A) 重要事項説明書の交付及び説明を行っており、保護者から同意書を受領している。	A
B) 重要事項説明書の交付及び説明を行っているが、保護者から同意書を受領していない。	^
C) 重要事項説明書の交付及び説明を行っていない。	
・実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしているか。	
A) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組を実施している。	С
B) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、積極的な取組には至っていない。	Ĭ
C) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	

第2 保育の内容

評 価 項 目	評価
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『生命の保持』に関する援助を適切に行っているか。	
A) 適切な援助を行っており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切な援助を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。	Ь
C) 適切な援助を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『情緒の安定』に関する援助を適切に行っているか。	
A)適切な援助を行っており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切な援助を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 適切な援助を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『健康』を踏まえた保育を提供しているか。	
A)適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	В
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『人間関係』を踏まえた保育を提供しているか。	
A)適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	В
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『環境』を踏まえた保育を提供しているか。	
A) 適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	Ь
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『言葉』を踏まえた保育を提供しているか。	
A)適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	В
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『表現』を踏まえた保育を提供しているか。	
A)適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
保育指針に示す『保育に関わる全般的な配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	
A)適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	Ь
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
乳児に対し、保育指針に示す『乳児保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	
A) 適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
1~2歳児に対し、保育指針に示す『3歳未満児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	
A) 適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B)適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
3~5歳児に対し、保育指針に示す『3歳以上児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	
A) 適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	,
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。	'
C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	

第2 保育の内容

評 価 項 目	評価
障害のある子どもに対し、保育指針にある『障害のある子どもの保育』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 適切に保育を提供しているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、就学に向けて、保育指針にある『小学校との連携』を図っているか。 A)連携を図っており、連携方法も適切である。	,
B) 連携は図っているが、連携方法が適切ではない。 C) 連携を図っていない。	/

第3 保育の計画及び評価

評価項目	評価
保育所の保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育課程を編成しているか。	В
保育課程に基づき、指導計画を作成しているか。	В
保育の提供結果について評価し、指導計画の見直しを行っているか。 A) 指導計画の見直しを行っており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 指導計画の見直しを行っているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 指導計画の見直しを行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	В
社員の自己評価を行っているか。 A) 自己評価を行っており、社員が自己評価の目的や意義を十分理解している。 B) 自己評価を行っているが、社員が自己評価の目的や意義を十分理解していない。 C) 自己評価を行っていない、又は社員が自己評価の目的や意義を理解していない。	В
保育所の自己評価を行っているか。 A) 自己評価を行っており、その結果を保育所の運営に十分反映させている。 B) 自己評価を行っているが、その結果を保育所の運営に十分反映させていない。 C) 自己評価を行っていない。	В

第4-1 健康及び安全(子どもの健康支援)

評 価 項 目	評価
子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しているか。	В
C) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握していない、又は社員の共通理解を図っていない。	
子どもの健康診断を行っているか。 A) 1年に2回の健康診断を行っており、その結果を保護者に伝えている。 B) 1年に2回の健康診断を行っているが、その結果を保護者に伝えていない。 C) 1年に2回の健康診断を行っていない。	А
感染症を予防するための取組を行っているか。	Α
感染症発生時の体制や対応方法などを定めているか。 A) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めていない、又は社員の共通理解を図っていない。	Α
保育所において与薬をする場合、与薬に対する対応方法などを定めているか。 A) 対応方法などを定めており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 対応方法などを定めているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 対応方法などを定めていない、又は社員の共通理解を図っていない。	Α

第4-2 健康及び安全(環境及び衛生管理)

評 価 項 目	評価
子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているか。	В
A) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備している。	
B) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているが十分ではない。	
C) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備していない。	
衛生管理のための取組を行っているか。	А
A) 衛生管理のための取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。	
B) 衛生管理のための取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 衛生管理のための取組を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	

第4-3 健康及び安全(事故防止及び安全管理)

評 価 項 目	評価
事故防止や安全管理のための取組を行っているか。	
A) 事故防止や安全管理のための取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 事故防止や安全管理のための取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 事故防止や安全管理のための取組がされていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
事故発生時の体制や対応方法などを定めているか。	
A) 事故発生時の体制や対応方法などを定めており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 事故発生時の体制や対応方法などを定めているが、社員の共通理解が十分ではない。	
C) 事故発生時の体制や対応方法などを定めていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
災害に対する安全確保のための取組を行っているか。	
A) 災害に対する安全確保のための取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。	В
B) 災害に対する安全確保のための取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。	Ь
C) 災害に対する安全確保のための取組がされていない、又は社員の共通理解を図っていない。	
災害時の体制や対応方法などを定めているか。	В
A) 災害時の体制や対応方法などを定めており、社員の共通理解も十分図られている。	
B) 災害時の体制や対応方法などを定めているが、社員の共通理解が十分ではない。	ט
C) 災害時の体制や対応方法などを定めていない、又は社員の共通理解を図っていない。	

第4-4 健康及び安全(食育の推進)

評 価 項 目	評価
子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているか。 A) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしている。 B) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているが十分ではない。 C) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしていない。	А
子どもにふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしているか。 A)子どもの喫食状況を把握しており、献立の作成や調理も工夫している。 B)子どもの喫食状況を把握しているが、献立の作成や調理を工夫が十分ではない。 C)子どもの喫食状況を把握していない、又は献立の作成や調理を工夫していない。	В
食物アレルギーを持つ子どもなどに対して、適切な対応を行っているか。 A) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携して対応している。 B) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携して対応しているが十分ではない。 C) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受けていない、又は保護者と連携していない。	А

第5 保護者に対する支援

評 価 項 目	評価
保護者に対して、保育の内容や子どもの様子などを伝える取組を行っているか。 A) 保護者に伝える取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 保護者に伝える取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 保護者に伝える取組を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	А
保護者との相互理解のための取組を行っているか。 A) 保護者との相互理解のための取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 保護者との相互理解のための取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 保護者との相互理解のための取組を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	А
虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っているか。 A) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	А
保護者からの相談・意見・苦情解決のための取組を行っているか。 A) 相談・意見・苦情解決のための取組を行っており、社員の共通理解も十分図られている。 B) 相談・意見・苦情解決のための取組を行っているが、社員の共通理解が十分ではない。 C) 相談・意見・苦情解決のための取組を行っていない、又は社員の共通理解を図っていない。	А

第6-1 職員の資質向上 (所長の責務)

評 価 項 目	評価
所長自身が保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っているか。 A)保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を適切に行っている。B)保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っているが十分ではない。C)保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っていない。	В
保育所の運営に必要な関係機関などを把握しているか。 A) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しており、社員への周知も行っている。 B) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しているが、社員への周知が十分ではない。 C) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握してしていない、又は社員への周知を図っていない。	А
社員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けているか。 A) 社員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を適切に設けている。B) 社員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けているが十分ではない。C) 社員が事業の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けていない。	В
保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を発揮しているか。 A) 保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を十分発揮している。 B) 保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を発揮しているが十分ではない。 C) 保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を発揮していない。	В
事業の改善に向けた取組に指導力を発揮しているか。 A) 事業の改善のための取組に対し、指導力を十分発揮している。 B) 事業の改善のための取組に対し、指導力を発揮しているが十分ではない。 C) 事業の改善のための取組に対し、指導力を発揮していない。	В

第6-2 職員の資質向上(職員の研修等)

評 価 項 目	評価
社員の資質向上に関する基本姿勢を明示しているか。 A) 社員の知識や技術の修得に関する基本姿勢を明示している。 B) 社員の知識や技術の修得に関する基本姿勢を明示しているが十分ではない。 C) 社員の知識や技術の修得に関する基本姿勢を明示していない。	В
社員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されているか。 A) 社員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 B) 社員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 C) 社員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	В
定期的に研修計画の評価・見直しを行っているか。 A) 研修成果の評価を定期的に行っており、次の研修計画に反映している。 B) 研修成果の評価を定期的に行っているが、次の研修計画に反映していない。 C) 研修成果の評価を定期的に行っていない。	В

○保育実践における保育の気づきと振り返り

年度は室内等の方法を考え対応していけたらと考えている。
・地域の農家さんの協力の元野菜の収穫体験等を行う事ができていたのでより食育に力が入れられるように今後も検討していく
○今後の課題と取り組み
・環境についてまだまだ子どもの興味関心などを観察する部分で社員ののばらつきがあるので、まずは研修などで得た知識を園内に周知する中でより理解を深めて実践につ
なげるようにする。(アクティブラーニングの時間を作る。)
・継続が課題に上がっているため、日々の清掃等、チェックリストをもとに、3S(整理・整頓・清潔)を意識し強化していく。
・丁寧な保育は実現できているが、子ども主体の保育についてまだ社員の知識などばらつきがあり保育にも現れているので、今後研修など学びの場で知識を得て、園内の質
の底上げを行う。
- 開かれた保育施設となるための地域交流に関して2024年度に向けて計画を策定していく。
○今後の目標
・子どもの選択肢が広がるような保育環境を作る。
・子どもや安心安全に過ごせるように社員間の連携部分で、社員の認識に漏れがないようにする。
(振り返りやコドモンなどの引継ぎをうまく活用する)
・園内だけでなく他施設などとの連携を行い、地域交流を行なっていく。
・日々の清掃等、3S(整理・整頓・清潔)を強化することで継続力を強化していく。

・日々の保育の振り返りをその日保育に携わった社員で集まって行うことで、社員で対話をし試行錯誤を行いながら保育の質の向上につなげている。・縦割り保育を行う中で最も大切な社員間の連携部分でまだまだ課題ではあるが、日話し合う時間を作り連携部分も日々よくなってきていると感じている。

・今年度は横浜市の保育・教育施設等における「暑さ対策」ガイドライン を参考に水遊びを行なった為暑さ指数が基準を超える日が多く10回程度になってしまったので来